

# 第 174 回

## 千葉県都市計画審議会

### 議 事 録

期 日 平成 25 年 7 月 31 日(水)  
場 所 ホテルプラザ菜の花「菜の花」

## 目 次

議事日程

出席委員名簿

議題一覧表

1. 開 会	1
2. 都市整備局長挨拶	1
3. 定足数の報告	1
4. 新任委員、県職員を紹介	1
5. 議長の指定	2
6. 議事録署名人の指名	2
7. 非公開議案等の審査	3
8. 議案審議	3
第1号議案	3
第2号議案	5
第3号議案	6
第4号議案	10
第5号議案	13
9. 閉 会	18

## 第174回千葉県都市計画審議会 議 事 日 程

平成25年7月31日(水)

- 1 開 会
- 2 都市整備局長挨拶
- 3 定足数の報告
- 4 新任委員、県職員の紹介
- 5 議長の指定
- 6 議事録署名人の指名
- 7 非公開議案等の審査
- 8 議案審議  
第1号議案 ～ 第5号議案
- 9 閉 会

第174回千葉県都市計画審議会  
 平成25年7月31日（水曜日）  
 於・ホテルプラザ菜の花 3階 「菜の花」  
 午後1：30～午後2：55  
 出席委員 21名

第174回千葉県都市計画審議会出席委員  
 (順不同敬称略)

構成	氏名	摘要
学識経験者	北原理雄	都市計画
	屋井鉄雄	都市計画・土木
	鎌野邦樹	法律
	橋本都子	建築
	伊藤勲	農業
県議会の議員	本清秀雄	千葉県議会議員
	佐藤正己	千葉県議会議員
	石井宏子	千葉県議会議員
	矢崎堅太郎	千葉県議会議員
	加藤英雄	千葉県議会議員
	松戸隆政	千葉県議会議員
関係行政 機関の職員	坂本正喜 (代理・越渡康弘)	財務省関東財務局長 千葉財務事務所次長)
	藤本 潔 (代理・渡辺博美)	農林水産省関東農政局長 農村計画部農村振興課課長補佐)
	柚谷晴久 (代理・麻生浩司)	経済産業省関東経済産業局総務企画部長 関東経済産業局総務企画部企画課総括係長
	原 喜信 (代理・泰間 隆)	国土交通省関東運輸局長 千葉運輸支局首席運輸企画専門官)
	森北佳昭 (代理・西村政洋)	国土交通省関東地方整備局長 国土交通省千葉国道事務所長)
	大山憲司 (代理・宮本正明)	千葉県警察本部長 交通部参事官兼交通規制課長)
市町村の長を 代表する者	小坂泰久	酒々井町長
市町村議会の 議長を代表 する者	宇留間 又衛門	千葉市議会議長
	長谷川 大	船橋市議会議長
	中村秀美	長生村議会議長

第 1 7 4 回 千 葉 県 都 市 計 画 審 議 会 議 題

平成 2 5 年 7 月 3 1 日 提 出

- 第 1 号 議 案      印 西 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て
- 第 2 号 議 案      館 山 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て
- 第 3 号 議 案      建 築 基 準 法 第 51 条 た だ し 書 の 規 定 に よ る 処 理 施 設 ( 産 業 廃 棄 物  
処 理 施 設 ) の 敷 地 の 位 置 ( 船 橋 市 ) に つ い て
- 第 4 号 議 案      建 築 基 準 法 第 51 条 た だ し 書 の 規 定 に よ る 処 理 施 設 ( 産 業 廃 棄 物  
処 理 施 設 ) の 敷 地 の 位 置 ( 船 橋 市 ) に つ い て
- 第 5 号 議 案      建 築 基 準 法 第 51 条 た だ し 書 の 規 定 に よ る 処 理 施 設 ( 産 業 廃 棄 物  
処 理 施 設 ) の 敷 地 の 位 置 ( 佐 倉 市 ) に つ い て

## 1. 開 会

司 会 定刻となりましたので、ただいまから第174回千葉県都市計画審議会を開催いたします。

## 2. 都市整備局長挨拶

司 会 はじめに早川都市整備局長よりご挨拶を申し上げます。

早川都市整備局長 ご紹介のありました都市整備局長の早川です。よろしくお願いいたします。

お暑い中、委員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただき、ありがとうございます。

本日の審議会は本年度最初の審議会ということで、新たにご就任いただきました委員の方々や県の職員を後ほど紹介させていただきます。

議案といたしましては、都市計画道路の変更が2議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が3議案です。

議案の内容等につきましては後ほど担当課長等から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

甚だ簡単ですが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

司 会 続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。

1. 第174回千葉県都市計画審議会議案書及び議案関係資料
2. 議事日程
3. 委員名簿
4. 座席表

以上です。

不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

## 3. 定足数の報告

司 会 続きまして、事務局より定足数の報告をお願いします。

事務局 定足数について報告いたします。

本日の出席委員は、委員定数26名のうち現在のところ21名の出席をいただいております。千葉県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、委員定数の2分の1以上の出席をいただいております。会議は成立しております。

## 4. 新任委員、県職員の紹介

司 会 次に、本審議会委員のうち新たにご就任いただいた方を紹介します。

はじめに県議会議員の委員として、

河上様ですが、本日は所用により欠席されております。

石井様です。

矢崎様です。

続きまして、市町村の長を代表する委員として、

市川市長の大久保様ですが、本日は所用により欠席されております。

続きまして、市町村の議長を代表する委員として、

千葉県議会議長の宇留間様です。

船橋市議会議長の長谷川様です。

続きまして、関係行政機関の職員の委員として、関東財務局長の坂本様にご就任いただいておりますが、本日は、代理として千葉財務事務所次長の越渡様にご出席いただいております。

関東農政局長の藤本様にご就任いただいておりますが、本日は、代理として関東農政局農村計画部農村振興課課長補佐の渡辺様にご出席いただいております。

関東経済産業局総務企画部長の柚谷様にご就任いただいておりますが、本日は、代理として関東経済産業局総務企画部企画課総括係長の麻生様にご出席いただいております。

関東運輸局長の原様にご就任いただいておりますが、本日は、代理として関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官の泰間様にご出席いただいております。

以上で、新たにご就任いただいた方の紹介を終わります。

なお、本日も出席の委員の方々については、お手元の座席表をもって紹介とさせていただきます。

続きまして、本日は本年度第1回目の審議会ですので、県の出席職員を紹介させていただきます。

早川 都市整備局長です。

田中 県土整備部次長です。

釜井 県土整備部次長です。

一松 都市計画課長です。

増田 都市計画課副課長です。

小杉 市街地整備課長です。

久保田 建築指導課長です。

以上で職員の紹介を終わります。

## 5. 議長の指定

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会は、千葉県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、北原会長、よろしくお願いたします。

会 長 皆さん、こんにちは。これから議長を務めさせていただきます。

## 6. 議事録署名人の指名

会 長 はじめに、本審議会の議事運営規則第10条第3項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

今回は、  
鎌野委員  
加藤委員  
をお願いいたします。

## 7. 非公開議案等の審査

会長 次に、非公開議案等の審査ですが、本日も審議いただく案件は、都市計画道路の変更が2議案、建築基準法の産業廃棄物処理施設関連が3議案、合計5議案です。

非公開の取り扱いについては、「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に非公開とすることができる規定がありますが、事務局から提案がありますか。

事務局 本日の審議会に付議された5議案は、いずれも「千葉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」第2条のただし書に該当する「非公開とすべき案件はない」ということでいかがでしょうか。

会長 ただいま事務局から非公開案件はないという提案をいただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、本日の審議会において非公開とする案件はないということで進めさせていただきます。

傍聴人がおられましたら、事務局は入場させてください。

(傍聴人 入場)

会長 議事に入る前に、傍聴人の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局からお配りした「傍聴要領」を読んでいただき、その内容をお守りください。よろしくをお願いいたします。

次に、報道関係の方がいらっしゃいましたら、事務局は入場させてください。

事務局 本日は報道関係者の方はお見えになっておりません。

## 8. 議案審議

会長 本日も審議いただく案件は5件です。いずれも重要な案件ですので、十分にご審議くださるようお願いいたします。

また、議案は既にお手元にお届けした議案書のとおりですので、従来どおり議案の朗読については省略させていただきます。

これから議案の審議に入りますが、事務局は議案の説明を簡潔をお願いいたします。

### 第1号議案

会長 それでは、  
第1号議案 印西都市計画道路の変更について

を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 第1号議案 印西都市計画道路の変更について説明いたします。

今回ご審議いただくのは、印西都市計画道路3・4・11号小林駅南口線の変更です。

議案書の4ページの位置図、またはスクリーンをご覧ください。

印西市の北部に位置するJR小林駅周辺地区は、印西市総合計画、印西市都市マスタープランの中で、市のまちづくりの核となる五つの駅圏の一つに位置づけられていますが、地域の核としての機能が近年低下しつつあり、駅周辺を中心とした地域の活性化を図るため都市機能の強化等が必要となっております。

今回の変更の対象となる都市計画道路小林駅南口線は、JR成田線小林駅南口から千葉ニュータウン方面や成田方面に連絡する都市計画道路です。

また、当該道路は県の道路事業により事業を進めているところです。

スクリーンをご覧ください。

この写真は小林駅南口の現況の写真です。左側がJR小林駅となり、これが平日の午後6時前の状況です。

写真を見てのとおりですが、駅前広場が整備されておりません。駐車スペースもありません。そのため、朝夕の通勤・通学時には送り迎えの車が路上駐車しており、道路上でバス、自家用車の乗り降りが行われている状況です。そのため安全性がこのように低い状態となっております。

次に、変更の概要を説明いたします。

議案書5ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

このような現状の中で、駅利用者の安全性の確保及び交通利便性の向上を図るため、バス、タクシーなどの交通結節点機能を果たす駅前広場約2,300㎡を設けるものです。

また、駅前広場に進入するための付加車線を設けるため、既決定の都市計画道路3・4・11号小林駅南口線の幅員を一部18mから21mに変更するとともに、起点部には隅切りを設けます。

併せて、車線数を2車線と新たに今回決定します。

駅前広場の詳細を説明します。

スクリーンで説明いたします。

こちらは駅前広場の整備予定図です。

駅前広場の中の配置として、バス乗降場、自家用車乗降場、障害者乗降場、タクシー乗降場、タクシー駐車を配置しております。

以上の変更内容をまとめたものとして、議案書3ページ、またはスクリーンをご覧ください。

変更の内容は表のとおりです。

最後に、本議案については、平成25年5月14日から5月28日までの2週間、千葉県都市計画課及び印西市都市計画課において案の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

会 長 ただいま第1号議案について事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をして発言をお願いします。

委 員 議案について異論はないのですが、JR成田線沿線では、駅の利便性を高める住民要求がかなり高まってきているのです。小林駅の駅広整備に関する周辺住民の要求と、駅は今ホームに入れるのは片側だけですが、橋上化の計画、具体化などがあれば教えていただきたい。

事務局 地元からの要望については、小林駅については、平成20年3月に小林地区活性化計画を策定して、その計画の実現に向けて、市民の自立的かつ主体的な組織として「まちづくり懇話会」を設けています。その懇話会を通して地元と共同で事業を進めると印西市から聞いております。

橋上化駅については、駅前広場の整備スケジュールとして、平成25年から26年に用地買収をして、28年に駅前広場という計画になっております。駅の橋上化については、平成25年から26年に橋上化の工事を行うと印西市から話を聞いております。

以上です。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決をいたします。

第1号議案について原案どおり可決することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第1号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第2号議案

会 長 次に、

第2号議案 館山都市計画道路の変更について  
を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案 館山都市計画道路の変更について説明いたします。

今回ご審議いただくのは、館山都市計画道路3・5・10号館山宮城線の変更です。

はじめに、変更の概要について説明いたします。

議案書の6ページの参考資料、またはスクリーンをご覧ください。

6ページに新旧対照図で、右に「旧」、左に「新」と並べております。スクリーンでは、「旧」を写し出しています。

「旧」の図面を見ていただくと、縦の赤いラインが、現在、館山市で決定されている3・5・10号船形館山港線を示しています。

「新」のほうですが、館山市では未整備区間である北側の起点部について、船形漁港へのアクセスを円滑にするために、都市計画道路の線形変更と延伸を今回行い、館山市施行により早期に整備を図ることとしております。

今回の変更の際して、都市計画道路の決定権者が、県道であれば県決定、市道であれば市決定として、赤い点線の部分は館山市道の部分で、これを市決定により、先般、館山市の都市計画審議会に諮られ、可決されたところです。

残りの赤い実線で示した県道を含む終点までの区間については、3・5・10号館山宮城線として県決定とするもので、本審議会でご審議をお願いするものです。

議案書の5ページの計画図、またはスクリーンをご覧ください。

起点を、図面の右上、県道館山港線と市道の接続部分に変更いたします。また、車線数については、2車線と新たに今回決定いたします。

以上の変更内容をまとめたものとして、議案書3ページ、またはスクリーンの「変更の概要」をご覧ください。

変更の内容は表のとおりとなっております。

最後に、本議案については、平成25年2月19日から3月5日までの2週間、案の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第2号議案の説明を終わります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

会 長 第2号議案について事務局から説明をいただきましたが、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決に入ります。

第2号議案について原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第2号議案を原案どおり可決することに決定します。

### 第3号議案

会 長 次に、

第3号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（船橋市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第3号議案から第5号議案については、建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関してご審議いただくものです。

まず、議案説明の前に、建築基準法第51条について説明いたします。

都市計画区域において産業廃棄物処理施設等を建築する場合には、都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要です。ただし、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は立地が可能となります。

今回の議案についてですが、第3号議案及び第4号議案については船橋市内の工業専用地域内、第5号議案については佐倉市内の同じく工業専用地域内の産業廃棄物処理施設に

係るものであり、それぞれ建築基準法の許可権者である船橋市、佐倉市より説明させていただきます。

事務局 第3号議案について説明いたします。

議案書見出し3番をお開きください。

最初のページは付議書となっております。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件です。産業廃棄物処理施設の計画に係るものです。

1ページをご覧ください。

処理施設の名称は産業廃棄物処理施設で、施設の設置者は株式会社白井リサイクルセンター、代表取締役 田村光一郎です。

敷地の位置は船橋市西浦二丁目で、敷地面積は約2,700㎡です。敷地はすべて工業専用地域に位置しております。

2ページをご覧ください。計画概要です。

本件施設は、建設解体现場から排出されるコンクリートがれき類を破碎処理し、再生路盤材としてリサイクルする施設です。

施設の種類は産業廃棄物中間処理施設です。

破碎機2基により、1日当たりコンクリートがれき類の処理を424トン行うものです。がれき類の破碎処理施設であって、処理能力が1日当たり100トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

なお、敷地の建築物は新築1棟で、管理棟を建築いたします。

3ページをご覧ください。位置図により説明いたします。同じものがスクリーンにも投影しております。

計画地は、JR船橋駅から南西に約2kmの位置にあります。

計画地は工業専用地域内にあり、住居系用途地域までは約800m離れています。

また、計画地北西に西浦下水道処理施設がありますが、今回の計画について下水道事業に支障はなく、その他に都市施設はありません。

また、県及び市の都市計画構想との齟齬ありません。

4ページをご覧ください。計画図により説明いたします。同じものがスクリーンにも投影しております。

搬出入路は幅員8mの市道であり、幅員22mの市道を介して国道357号に接続しています。

1日の搬出入車両は10トン車で54台と予想されており、発生交通量による搬出入路への影響は支障ないと考えております。

スクリーンをご覧ください。「付近建築物用途現況図」です。

今回の近接200mの範囲は、工業専用地域のため、住宅は存在しません。

なお、施設の敷地から100m以内についても、学校や病院等の周辺に配慮を要する施設はありません。

次に、お手元の議案関係資料の見出し3の3ページの配置図をご覧ください。同じものがスクリーンにも投影しています。

施設計画について説明いたします。

今回、破砕機が2基あります。楕円形で書いてある部分が破砕機です。この2基は屋外に設置される計画となっております。

また、新築する管理棟は南西側の出口付近を計画しております。

次に、搬出入について概略説明します。

計画地南側の一方通行道路を向かって右下の入口から搬入した廃棄物は、図上の赤色の矢印の経路をたどり、一時的に計画地北西側のがれき保管場所に保管されます。

その後、先ほどの破砕機2基に順次投入されます。破砕処理された再生材については、計画地北東側及び南側の製品保管場所に保管された後、搬出車両に積み込み、南西側出口より搬出されます。経路は、青色の矢印のとおりとなります。

なお、処理された再生材については、県内の事業所などに搬出される計画としています。

また、破砕施設の稼働時間は午前8時から午後5時までで、日曜及び祭日の作業はありません。

敷地内の排水について説明いたします。

破砕処理に伴う処理水は生じません。

また、雨水については、水色で示されている油水分離槽を経て、市道の排水管に放流します。管理棟からの汚水は、合併処理浄化槽により処理し、雨水と同様に市道の排水管に放流されます。

また、計画地の周囲は、高さ3mの鋼板塀、一部2.3mの鉄筋コンクリート塀で囲い、樹木などにより緑化を行うことで環境に配慮した施設計画となっております。

次に、議案関係資料の見出し3の2ページ、「環境関係法令等との適合状況について」をご覧ください。

環境対策について申し上げます。

現在、船橋市環境部局と事業者間で産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議が終了しております。

これらの手続の中で、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本施設はコンクリートがれき類の破砕処理を行う中間処理施設で、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、騒音と振動に係る環境基準を遵守することにより、周辺的生活環境に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。

本施設における騒音と振動の適合状況について説明いたします。

この表の騒音と振動の欄ですが、騒音については、船橋市環境保全条例に基づく規制により、規制値70dBに対して予測値69.3dBという結果が出ております。また、振動についても、規制値65dBに対し予測値56.3dBの予測結果となっております。

環境については以上です。

最後に、本施設の計画については、許可申請にあたり、船橋市関係部局において都市計画面上支障がない旨調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第3号議案について事務局から説明をいただきました。ご意見、ご質問はいかがですか。

委 員 建築基準法第51条ただし書の位置という点で言えば、環境問題あるいは搬出入の車

両の支障等はないとは思いますが、ちょっと気になるのは、資料3に「審査指標」というのがあり、その一番下の「施設計画の妥当性」のところで「敷地周囲は高さ3mの鋼板の塀で覆われる」となっているのですが、県の51条ただし書の許可指針だと「1.8m以上」となっているのです。ですから第4号議案、第5号議案も1.8mの塀になっているのですが、3mというのは異常に高いような気がするのですけれども、それは何か理由があるのかどうか。

もう一つは、コンクリートがれきの破砕処理ですが、放射能の測定あるいは監視はどのように進めていくのかを教えていただければと思います。

事務局 「周囲のフェンスの高さ1.8m以上」というただし書の基準に対し、今回は高さ3mということで、その3mの理由ですが、ただし書の基準及び指針は「1.8m以上」で、私どもとすれば、3mについては1.8m以上あるということで問題ないと思っております。

また、異常に高い3mということですが、これは騒音予測値の関係でありまして、敷地境界で測定するとき3mないと騒音予測値を超えてしまうためです。

また、放射能の測定についてですが、廃棄物処理法において、市としては最低でも年2回の立入検査があります。そのときに関係資料等で確認することとしております。

委員 塀の問題ですが、3mないと騒音上問題があるということですが、次のページの「適合状況」というところを見ると、騒音の予測値は第4号議案もそう変わりはないです。要するに、前の業者が使っていた塀をそのまま使うということですね。それを確認したいのですが。

年2回の立ち入りのときには放射能の実態を把握するということですが、業者は定期的に放射能測定などの検査を行うような指導はされているのでしょうか。

事務局 3mの鋼板塀については、私どもとすれば、騒音測定をした場合に測定値を超えるということをやむを得ないと考えております。

また、放射能の測定については、あくまでも立入検査時に放射性物質の測定状況や記録について確認を行うと産業廃棄物課のほうに聞いております。

委員 持ち込まれるがれきなどの放射能の検査は、業者の側として定期的に行うような指導は環境サイドからされているのでしょうか。立入検査は年2回で、そのときに把握するというのは聞いたのですが、業者への行政としての指導です。

事務局 処理後の再生砕石についてですが、毎月、放射性セシウム濃度測定を実施して、再生砕石として販売する際の基準である100ベクレル/kg以下であることを確認します。

委員 私は反対をしているわけではなくて、51条ただし書の位置という点では問題がないので、不足することについて質問させていただきました。

委員 土木工学が専門ですから、こういう建設廃材、コンクリートをリサイクルして舗装材に使うということは重要なことですので、それは理解していますし、今回のこの案件がこの工業系地域の中で立地すること自体は反対するものではありませんが、今の意見に関連して、せっかくこういう施設をつくるので、こういうプラントも一定程度は環境に配慮するということは大変重要だなど思っているものですから、意見を申し上げたいと思います。

3mの鋼板の仮囲いに関して、北側は特段問題はないわけですが、西側の市道に面しているあたりを見ますと、その中に緑地があってもほとんど意味がないわけですし、従前からあるものを新しく再稼働するのであれば、そこに配慮してもらいたい。これは景観面な

のですが。そういうことがこの 51 条関係でどうこうということはないかもしれませんが、意見として一応申し上げたいと思っています。工業系地域であってもこういう玄関口に近いところの施設であれば、それなりに環境面についても、特に景観面に配慮していくということがないと、これから、船橋市だけではありませんが、もう少し魅力ある地域をつくっていくという上ではどうかなと思いますので、何らかの形でそういう意見があったということが伝わるようにできると大変ありがたいと思いますし、今回、こういう審議会の中でどうこうできないとしても、ぜひそういう指導ができるように、何らかの形で考えていただけないかなと思います。特にこの地区は、反対側の施設は景観にも随分配慮したつくり方をされているようですので、こちら側だけがあまりにもひどい状況がそのままであるとすれば、何かしら言ったほうがいいのではないかなと思って発言しました。

以上です。

会 長 ご意見ということで、船橋市はぜひ持ち帰っていただいて。

事務局 貴重なご意見をありがとうございます。持ち帰らせていただきまして、可能な限り、騒音値を超えない範囲で指導させていただきたいと思います。

会 長 工業系地域でも十分に景観に配慮したまちづくりを進めていただきたいということで、よろしく願いいたします。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 3 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 3 号議案を原案どおり可決することに決定します。

#### 第 4 号議案

会 長 続いて、

第 4 号議案 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（船橋市）について

を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第 4 号議案について説明いたします。

議案書見出し 4 番をお開きください。

最初のページは付議書となっております。

本案件は、建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可の案件です。産業廃棄物処理施設の計画に係るものです。

1 ページをご覧ください。

処理施設の名称は産業廃棄物処理施設で、施設の設置者はオリックス環境株式会社、取締役社長 鷹山弘太郎です。

敷地の位置は船橋市西浦二丁目で、敷地面積は約 1 万 6,000 m<sup>2</sup>です。敷地はすべて工業専用地域に位置しております。

2 ページをご覧ください。計画概要です。

本施設は、主としてパソコン機器やコピー機などのリース製品と、建設現場等から排出される金属くず、廃プラスチック、木くずを破碎処理する計画です。

施設の種類は産業廃棄物中間処理施設です。

建築基準法第 51 条ただし書の許可が必要となるものには、処理能力が廃プラスチックで 1 日当たり 6 トン、木くずで 1 日当たり 100 トンを超える施設が対象となります。また、金属くずの破碎処理に関しては許可対象外となっております。

当施設には、木くずを 1 日当たり 290 トンの処理能力を持つ既存破碎機があります。今回、破碎機を追加し、廃プラスチックは 1 日当たり 482.7 トン、木くずは 1 日当たり 855 トンを処理する計画となることから、建築基準法第 51 条ただし書の許可が必要となるものです。

なお、既存施設の木くずの破碎処理については、法の適用を受ける以前から設置されていたものであり、その当時は許可不要でしたが、今回の申請にあたっては既存施設も含め建築基準法への適合性、敷地の位置の適格性等の審査を行い、適合していることを確認しております。

3 ページをご覧ください。「位置図」により説明いたします。同じものがスクリーンにも投影しております。

計画地は、J R 船橋駅から南西に約 3 km にあり、第 3 号議案の敷地から南へ約 700m に位置します。

計画地は工業専用地域内にあり、住居系用途地域までは約 1.2km 離れています。

計画地の近くには都市施設はなく、また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

4 ページをご覧ください。計画図により説明いたします。同じものがスクリーンにも投影しております。

搬出入路は幅員 22m の市道であり、その市道から国道 357 号に接続しています。

今回の増設に伴って増加する 1 日の搬出入車両は、10 トン車で搬入車両 35 台、搬出車両 35 台で、合計 70 台と予想されており、今までの搬出入車両を含めると 210 台となりますが、発生交通量による搬出入路への影響は支障ないと考えております。

スクリーンをご覧ください。「付近建築物用途現況図」です。

今回の近接 200m の範囲は、工業専用地域のため、住宅は存在しません。

なお、施設の敷地から 100m 以内についても、学校や病院等の周辺に配慮を要する施設はありません。

次に、お手元の議案関係資料の見出し 4 の 3 ページの配置図をご覧ください。同じものがスクリーンにも投影しています。

敷地内は、新築 1 棟、既存 10 棟で、新築の建物は南西側にある破碎選別室です。

今回、新設破碎機が 2 基、既設破碎機が 1 基あります。

新設破碎機は、受入ヤード棟に設置されるものと、新築の破碎選別室に設置されるもので、両者は屋内となります。既設破碎機については、従来のまま屋外に設置される計画と

なります。

次に、搬出入について概略説明します。

市道 00-066 号線より北西側の入口から搬入した廃棄物は、図上の赤色の矢印の経路をたどり、一時的に受入ヤード棟に保管されます。その後ルートは4つに分けられます。

一つ目（水色）は、新設破砕機 2 基を通る大型系廃棄物フローです。

二つ目（黄色）は、新設破砕機 1 基を通る小型系廃棄物フローです。

三つ目（緑色）は、新設破砕機 1 基を通る木製品類フローです。

四つ目（茶色）は、既設破砕機を通る建設・事業系廃棄物フローです。

破砕処理されたものは受入ヤード棟内にある保管ヤードで搬出車両に積み込み、入口と同じ計画地北西側より搬出されます。経路は、青色の矢印のとおりとなります。

破砕処理された廃プラスチック、木くずは、プラスチック製品及び木製品などに再利用されます。また、製品として再利用できないものについては、発電用燃料等として利用する計画です。

破砕施設の稼働時間は、新設破砕施設が午前 8 時から午後 8 時まで、既設破砕施設は午前 8 時から午後 6 時までとなっております。

敷地内の排水について説明いたします。

破砕処理に伴う処理水は生じません。

また、雨水については、東側中央にある青色で示された油水分離槽を経て、海へ放流します。管理事務所からの汚水は、合併処理浄化槽により処理し、市道の排水管に放流されます。

また、計画地の周囲には、高さ 1.8m の金属製ネットフェンスで囲い、樹木などにより緑化を行うことで環境に配慮した施設計画となっております。

次に、議案関係資料の見出し 4 の 2 ページ、「環境関係法令等との適合状況について」をご覧ください。

環境対策について申し上げます。

現在、船橋市環境部局と事業者間で産業廃棄物処理施設の設置に伴う事前協議が終了しております。

これらの手続の中で、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本施設は、金属くず、廃プラスチック、木くず類の破砕処理を行う中間処理施設であり、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、騒音と振動に係る環境基準を遵守することにより、周辺的生活環境に支障を及ぼす恐れはないものと判断しております。

本施設における騒音と振動の適合状況について説明いたします。

この表の騒音と振動の欄ですが、騒音については、騒音規制法に基づく規制により、規制値 65~70dB に対し予測値 63dB という結果が出ております。また、振動についても、船橋市環境保全条例により、規制値 60~65dB に対し予測値最大 55dB の予測結果となっております。

環境については以上です。

最後に、本施設の計画については、許可申請にあたり、船橋市関係部局において都市計画上支障がない旨調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

会 長 第4号議案について事務局から説明をいただきました。ご意見、ご質問はいかがですか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第4号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

会 長 全員賛成です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、第4号議案を原案どおり可決することに決定します。

## 第5号議案

会 長 次に、

第5号議案 建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置（佐倉市）についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 第5号議案について説明いたします。

議案書の見出し5番をお開きください。

最初のページは付議書となっております。

本日付議させていただく案件は、建築基準法第51条ただし書の規定による許可の案件です。産業廃棄物処理施設の計画に係るものです。

次の1ページをご覧ください。処理施設の敷地の位置についてです。

処理施設の名称は産業廃棄物処理施設で、施設の設置者は株式会社佐倉環境センター、代表取締役 小出英昭です。

敷地の位置は佐倉市大作で、敷地面積は約1万1,000㎡です。敷地は工業専用地域に位置しています。

2ページをご覧ください。計画概要です。

施設の種類は産業廃棄物処理施設です。

本件施設は、これまで家屋解体工事等から発生する木材、がれき類などの破碎処理及び廃プラスチックの圧縮処理を行っていました。今回、圧縮処理している廃プラスチック類について、新たに廃プラスチック類の破碎処理品目を追加することで、発電燃料としてリサイクル率を向上させる計画です。

施設の処理能力は、既設破碎機1基を利用して、廃プラスチック類1日当たり73トンとなっています。

廃プラスチック類の破碎施設で1日当たりの処理能力が6トンを超えることから、産業廃棄物処理施設として法第51条ただし書の許可が必要となるものです。

なお、がれき類1日当たり535トン、木くずの破碎処理1日当たり345.8トンについて

は、法の適用を受ける以前から破砕機があり、今回の申請にあたり既存施設も含め建築基準法への適合性、敷地の位置の適格性等の審査を行い、適合性があることを確認しております。

3 ページをご覧ください。同じものがスクリーンにも投影しております。

位置図により説明させていただきます。

計画地は、J R 佐倉駅から南へ約 4 km の佐倉第三工業団地内の位置にあります。

計画地は工業専用地域にあり、幅員 12m の市道に接しております。

計画地の近くには学校、病院、住宅はなく、都市施設もありません。また、県及び市の都市計画構想との齟齬もありません。

4 ページをご覧ください。同じものがスクリーンにも投影しております。

計画図により説明いたします。

計画地は幅員 12m の市道 5-143-2 号線に接しています。市道は両側に 1.5m の歩道が付いており、見通しの良い直線道路となっております。

搬出入車両は 2 トン車から 10 トン車で、1 日当たり搬入が最大 90 台、また搬出も最大 25 台の合計 115 台を予想しており、発生交通量による市道に対する影響は支障ないと考えております。

スクリーンの資料をご覧ください。「付近建築物用途現況図」です。

図上の紫色に塗った建物が、工業施設の用途となります。

計画地の周囲 100m 以内に、学校や病院など環境に配慮を要する施設はありません。

また、200m 以内には、工業施設が 13 件あります。

事業者から工業団地の組合へ事業内容を説明したところ、特に反対意見はありませんでした。

次に、議案関係資料の見出し 5、3 ページの配置図をご覧ください。同じものがスクリーンにも投影しています。

赤い矢印は搬入経路、青い矢印は搬出経路を示しています。

当該申請の建物及び破砕施設は既設の施設です。

破砕機 1 基は、①がれき類等破砕施設の上部の赤い四角枠の部分に既設で設置されております。

市道からトラックスケールを経てがれき等破砕施設へ搬入した廃プラスチック類は、選別工程の経路を通り保管されます。

その後、破砕施設に投入されます。

破砕施設にて破砕された廃プラスチック類は、緑色部分の保管ヤードに発電用施設の燃料用とその他に選別の上、保管されます。その後、発電用施設の燃料用等として搬出されます。

周囲への騒音を低減させるため、施設の周囲は樹木により緑化され、周辺環境に配慮した施設となっております。

なお、施設内での作業時間は、午前 8 時から午後 5 時半までの 9 時間半ですが、実質作業は昼と午前・午後の休憩時間を除いた 8 時間であり、日曜日・祝日は作業を行っておりません。

敷地内の排水について説明いたします。

計画地内の排水については、破砕処理に伴う処理水は生じません。  
雨水については、水色で示した油水分離槽を経て、第三工業団地調整池に流入しております。

なお、汚水については公共下水道へ接続しております。

続きまして、2ページの「環境関係法令等との適合状況について」をご覧ください。  
環境対策について申し上げます。

既に、廃棄物処理法の規定による許可申請手続に伴い、県環境部局と事業者で事前協議が終了しております。

この中で、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査報告として事業者から提出された生活環境影響調査報告書の内容の審査を行い、環境に対する影響については支障がないことを確認しております。

なお、本案件は、既設の破砕機を用いた破砕処理を行う中間処理施設であり、ばい煙や有害な処理水などは発生しない施設であることから、法令の適用を受ける騒音と振動に係る環境基準を遵守した計画となっております。

ここで、本施設における騒音と振動の適合状況について説明いたします。

敷地内にある既設の破砕機を同時に稼働させた状態で、敷地境界において測定を実施しました。その結果、佐倉市環境保全条例に基づく騒音規制値 70dB 対して、実測値の最大値が 58dB となっております。

また、工業専用地域に振動規制値は定められておりませんが、任意で工業地域の 65dB の値に基づき計測したところ、同条例に基づく振動規制値 65dB に対して、実測値の最大値が 58dB となっており、基準値に適合しております。

最後に、本施設の計画については、許可申請にあたり、佐倉市関係部局において都市計画上支障がない旨調整済みです。

説明は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

会 長 第5号議案について事務局から説明をいただきました。ご意見、ご質問はいかがですか。

委 員 1点目、細かいことですが、資料5の1ページの「2 審査指標」の2項目目「搬出入計画の妥当性」のところが「1日当たり最大115台を予定」ととどまっているのです。ところが、同じ51条ただし書に関する第4号議案、第3号議案を見ますと、「通学路の指定はない」「繁華街や住宅地を経由しない」と明記されているのですが、第5号議案には「妥当性」のところにその明記がされていないのはなぜなのか。必要不可欠で重要な項目だと思うので、その理由をお聞かせいただきたい。

それから、この施設から北西のほうに700mぐらい走れば国道51号と交差します。その51号の神門の信号の直近に南部中があります。当然51号は南部中の生徒の通学路の指定になっていると思います。作業時間が午前8時から夕方5時半までということですが、この通学路を搬出入の車両が通過する上での安全対策は業者との間でどのようになっているのか、お聞かせください。

事務局 1点目ですが、資料の「搬出入計画の妥当性」について記載がなかったとのご指摘を受けました。委員がおっしゃるとおりで、通学路等の安全性については当然のことながら配

慮しなければならないという中で、記載が不足しているということです。

2点目ですが、近隣に南部中学校がご指摘のとおりあります。通学路の指定は国道51号及び市道4-596号線となっておりますが、主要な交差点部分には横断歩道及びガードレールの設置、その他部分でも歩道と車道との間に段差や縁石等があり、有効に歩車道が分離されており、歩行者の安全性が確保されていると考えております。

業者の対応ですが、搬出入時の安全対策として、一つ目として、安全教育を年1回実施していること。二つ目として、サンライト運動ということで、ライトの早目の点灯、反射板の設置、右側の交通に注意するということ。もう1点、事故等が起きた場合にはその手順書の配布ということで、事故時の手順書を社員全員に配布しております。

市としても、中学生の通学に関しての安全性等に関しては十分注意してまいりたいと思いますので、今後、安全対策等を含めて指導してまいりたいと思います。

中学校の始業時間の話ですが、登校時のピークは7時ごろと聞いております。この会社の始業時間は8時からで、登校時間帯とは重複していないということがあります。また、終業時間は16時で、中学生の生徒は部活のために下校時のピークは特にないと聞いております。いずれにしても安全対策等を含め徹底してまいりたいと考えております。

委員 再度質問させていただきますが、通学路との関係ですが、学校の始業時間は午前8時10分です。ピーク時は、部活をやる方がいるから7時ごろかもわかりません。全員が部活をやっているわけではありませんから、8時10分ぎりぎりに登校する子どもたちもいることは事実です。と同時に、終業時間が15時30分。部活をやって、冬場は大体16時45分ごろ下校するという報告を受けているのですが、そうすると、今、通学路の安全対策とか危険を回避する動きが強められている中で、せめてこの時間帯は車両の搬出入を控えるなどの指導が必要ではないか。先ほど事故があった場合の対応という話がありましたが、事故があつてからでは遅いのです。この位置で操業するなどと言っているわけではないのです。そういう指導・対応が必要ではないか、強力に指導すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 委員のご指摘がありました。私どもでも業者に対しては安全対策の徹底を図るような指導はしたいと思います。いずれにしても、生徒の安全性という点では特に注意をしながら安全対策等を徹底していくというところでご理解いただきたいと思っております。

委員 私は、せめて8時半までは搬入車両は通行させない、16時以降は搬出入の車両は通行させないなどの冬場の措置が必要だと思います。そういう措置が取られないのであれば、第5号議案には反対せざるを得ないと思います。

事務局 今ご指摘がありました話については、事業者とその辺についてよく協議してまいりたいと考えております。

委員 計画地と今話題になっている中学校の位置がよくわかりません。通学路との関係が、もし資料などありましたら見せていただきたいのですが。

事務局 位置図に沿って説明させていただきます。

赤くマルで示している点が今回の計画地です。赤い線が国道51号線です。赤い点で置いているところが中学校の位置です。交差点は、T形の交差点です。丁字路です。上に赤くなっているところは、都市計画道路がまだできていない状況です。ですから、今、道路としてはT字形になっております。

通学路に関しては、51号と、工業団地の中のメインの道路と、あと上から下に斜めに下りているラインが通学路となっております。

ただ、通学路に関しては、学校に確認しているところですが、ここ（工業団地の中のメインの道路）を利用している生徒は現在おられないということで、約60名の生徒が国道51号線を通学路として利用しているところです。

委員 生徒数は何名でしょうか。

事務局 南部中学校の生徒数は、現在251名です。

委員 今の説明ですと、国道51号を利用している生徒が60名、生徒数は251名。ということは、その残りの百数十名はどこを使っているのかという疑問がわくのですが、工業団地と中学校との間に計画地がありますので、委員がご指摘の心配は妥当性があるものと感じていたのですが、通学路に関する説明がもし補足ができるようでしたらお願いいたします。

会長 60名以外の生徒たちがどちらから来ているのかということがわかれば。

事務局 通学路の関係の資料をご覧くださいと思います。

これが南部中学校の通学路の調査の資料です。

赤く塗られている線が通学路です。

もう一度、位置の確認をさせていただきます。今回の計画地が赤く塗られた四角の部分です。青いマルが中学校です。約800mの距離があります。

赤く塗られた線を見ていただきますと、51号線以外のところからですと、今レーザーポイントを当てているところが県道で、これは根郷という場所ですが、JR佐倉駅の方向から来る生徒。あと、馬渡というところから来る生徒の通学路、弥富の県道から来る生徒の通学路、先ほど申し上げた51号線と沿って和田のほうから来る生徒の通学路ということで、そういう関係で見ていただきますと、工業団地の中は通らないような体制で、今赤く示しているところが生徒60名が利用しているラインとなります。

委員 同様のことで、今この図を見て気づく点ですが、根郷小と和田小が計画地から少し離れてあるように思います。そこに通学していく子どもたちの通学路は国道51号線を含め通行に影響はないか、確認させていただきたいと思います。

事務局 小学校に行く生徒というと、和田小のエリアと根郷小のエリアと二つです。弥富小はかなり距離が離れております。

通学路に関しては、小学校のエリアについては51号を使う部分は基本的にはありませんので、今回の計画地の搬出入に関しては、特に51号を産業廃棄物の処理に関して利用するという事ですので、小学校との関係は、当然配慮は必要ですが、直接的な関係はないと思っています。

委員 51号は通学路としては小学校は使用していないということでよろしいわけですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 今回の申請が追加ということで、もともと施設がある。それから、この工業団地はかなり倉庫とか工場等があります。そこら辺の搬出入の時間帯がいろいろあるのでしょうか、現状で総量として交通量は、特に大型車がどのくらい出入りしているというのはあるのですか。今回のボリュームがどのくらいなのかというのがわかっていないものですからお聞きしたいのですが。少なくとも、51号からT字路でこの工業団地の中に入出入りしている大型車が今回問題としている時間帯以外にはなかったのかどうかというのがわかればいい

のですが。

会 長 データがありましたら、お願いします。

事務局 平成 22 年の資料になるのですが、国道 51 号線の昼間の 12 時間交通量は約 2 万台です。本施設の発生交通量は 115 台を想定しておりまして、比率としては 0.6%であると考えております。現況の交通状況には影響しないと考えております。

委 員 質問がちょっと違うのだけど。工業団地の中に今回、がれき処理で新たに 115 台ぐらいが加わるといことですね。

事務局 今、既にこの施設はありまして……。

委 員 今もしていますね。それはわかっています。工業団地の中にさまざまな倉庫もあれば工場も既にあるので、そこに入出入りするトラックが既にいっぱいありますね。それがどのくらいか。もちろん国道 51 号には車が大変多く走っているのはわかっているのですが、0.6%というのはわかるのだけど、そこに行く前に、まずは工業団地そのものがどのくらい車が通っているのか。それがわかれば教えていただきたいということです。わからなければ結構です。

事務局 今はデータを持ち合わせておりません。申しわけございません。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会 長 それでは採決します。

第 5 号議案について、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

( 挙 手 多 数 )

会 長 賛成多数です。

よって、千葉県都市計画審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、第 5 号議案を原案どおり可決することに決定します。

なお、佐倉市におかれては、委員の皆さんから出た意見を受けとめていただいて、登下校時の安全対策について十分に再度ご指導をいただくようお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

会 長 以上をもちまして、予定された議案の審議はすべて終了しました。

事務局からほかに何かありますか。

事務局 ございません。

## 9. 閉 会

会 長 それでは、これで第 174 回千葉県都市計画審議会を閉会いたします。

本日は熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。

— 以上 —